トピックス 1

国民一人一人が、森を支える。森林環境税 ～森林環境税の課税開始と森林環境譲与税の取組状況～

2019年度の譲与開始以降、森林環境譲与税の取組は着実に展開

- 森林は様々な機能により人々の暮らしを支えている一方、担い手不足等により手入れが行き届いていない森林の存在が課題。公的な森林整備が必要となる一方、山村地域等の市町村は厳しい財政状況。そのため、森林の恩恵を受ける国民一人一人が負担を分かち合い森林を支える仕組みとして、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設

- 森林環境譲与税は2023年度で譲与開始から５年となり、市町村等において間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、地域の実情に応じた取組が展開

- 2024年度から、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が開始。また、令和６年度税制改正において森林環境譲与税の譲与基準を見直し。森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が更に進むよう、市町村等を引き続き支援

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

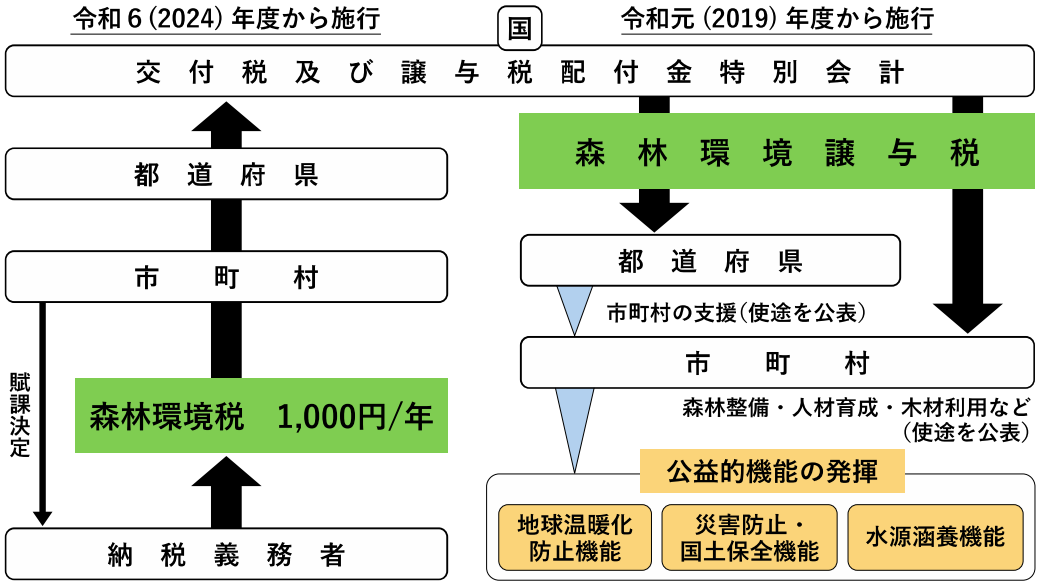

取組事例

森林整備

手入れ不足森林の間伐
（静岡県小山町）

人材育成・担い手の確保

林業実務研修会の開催
（岡山県美咲町）

木材利用

内装木質化の取組
（神奈川県川崎市）

地方公共団体の連携

地域交流等を兼ねた植樹体験
（東京都荒川区・福島県福島市）

トピックス 2

合法伐採木材等をさらに広げるクリーンウッド法の改正

クリーンウッド法が改正され、川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等の義務付け等を措置

- クリーンウッド法（正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）により、合法性が確認された木材等の流通増大を通じて違法伐採の抑制を目指し、国民が木材を安心して利用できる環境が整うことで木材需要の拡大を期待
- 改正クリーンウッド法は第211回通常国会にて成立。施行は2025年４月１日を予定
- 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等を義務付けるほか、素材生産販売事業者に対し、伐採造林届出書等の写しの情報提供を義務付け。さらに、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう小売事業者を木材関連事業者に追加
- 今後、円滑な施行に向けた制度の普及啓発等を進め、合法性が確認できた木材等の流通・利用を促進

クリーンウッド法の改正の概要

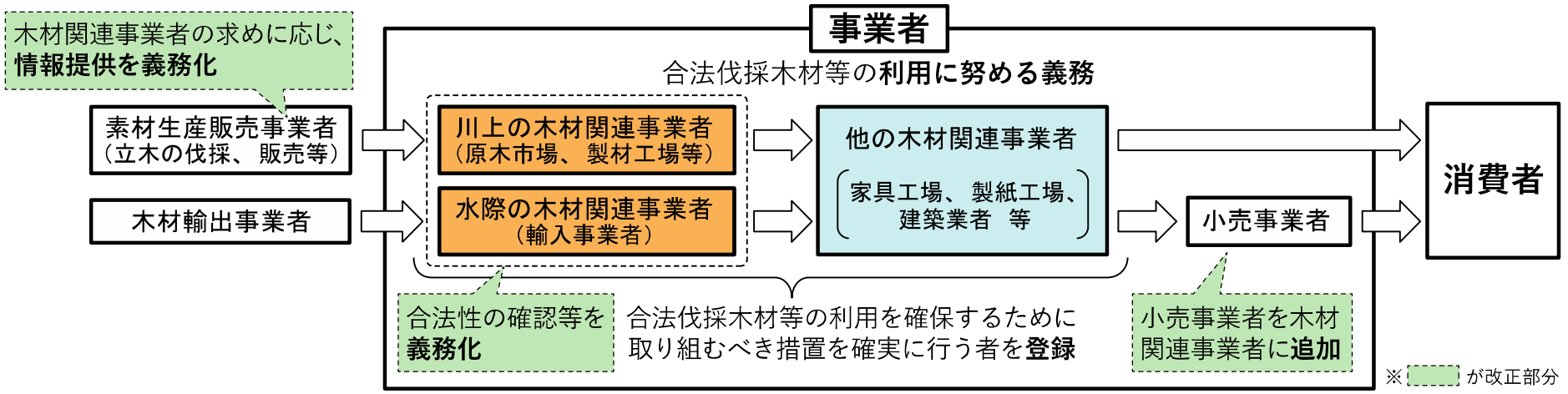

トピックス 3

地域一体で取り組む「デジタル林業戦略拠点」がスタート

森林調査から原木生産・流通に至るまでの複数工程でデジタル技術の活用に取り組む「デジタル林業戦略拠点」の創出を開始

- 林業におけるデジタル技術の活用基盤は着実に進展しているが、ドローンによる森林資源調査やスマホアプリによる丸太材積の計測などで取得したデータの活用がその取得者に限られるなど、個別・分断的となっている状況
- 2023年度から、地域コンソーシアムを形成してデジタル技術の現場実装を関係者が連携して進める「デジタル林業戦略拠点」の取組を３地域（北海道・静岡県・鳥取県）で開始
- ３地域の取組を伴走支援するため、林業イノベーションハブセンター（森ハブ）からコーディネーターを派遣
- 森ハブでは、2023年９月に、林業イノベーションを推進するために必要な組織・人材・情報が集まる場として「森ハブ・プラットフォーム」を開設

2023年度のデジタル林業戦略拠点取組地域の概要

トピックス 4

G7広島サミットにおいて持続可能な森林経営・木材利用に言及

G7広島サミットで採択された成果文書に「持続可能な木材利用」が初めて明記

- 再生可能な資源である木材を、持続可能な森林経営を通じて生産・利用していくことは、カーボンニュートラルと循環経済の実現に大きく貢献
- G7関係閣僚会合において、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合で「違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用の促進」「建設分野での木材の使用向上」の重要性に言及、G7香川・高松都市大臣会合で「建築物への木材の使用」の必要性に言及
- 農林水産省も、持続可能な木材利用の意義を確認・発信するため、 G7宮崎農業大臣会合のサイドイベントとして「持続可能な木材利用によるネット・ゼロ及び循環経済の実現に向けて」を開催
- これらの関係閣僚会合に加えて、2023年５月に開催されたG7広島サミットで採択された成果文書に「持続可能な森林経営と木材利用の促進」が初めて明記
- 我が国としては、国内での木材利用を引き続き促進していくとともに、国際社会においても、持続可能な木材利用の重要性・必要性について積極的に発信

G7広島サミットでは
国産ヒノキを活用した机と椅子を利用

建築家でイェール大学教授のオルガンスキ氏が
G7宮崎農業大臣会合のサイドイベントに登壇

トピックス 5

令和６年能登半島地震による山地災害等への対応

山地災害等からの復旧に向けた取組を推進

- 2024年１月１日に石川県能登地方を震源とする地震により、大規模な山腹崩壊などが発生したほか、林道、木材加工流通施設、特用林産施設等でも多数の被害が発生し、被害総額は約226億円。家屋の被害は11万戸に及び、過去の地震被害と同様に建築年代が古い木造建築物が倒壊または大破（2024年３月31日時点）

- 林野庁では、地震発生翌日から森林管理局による被害状況のヘリコプター調査と農林水産省サポート・アドバイスチーム（MAFF-SAT）派遣を実施。林野庁の治山・林道技術者による「能登半島地震山地災害緊急支援チーム」を編成し、避難所等の周辺の森林や治山施設等の緊急点検を石川県と連携して行うとともに、復旧計画作成等を支援。目視で確認できない地形変化を確実に把握して復旧整備に反映するため、国土地理院と連携し、航空レーザ測量を実施

- 復旧整備について、緊急に対応が必要な山腹崩壊箇所について１月に災害関連緊急治山事業を採択。さらに、３月には、大規模な山腹崩壊箇所等について、国直轄による災害復旧等事業の実施を決定。４月には、石川県金沢市に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を開設

- 治山・林道施設等の被害について、MAFF-SATによる支援や全国から派遣された都道府県職員の協力も得て、効率的に災害査定を実施

- 被災者の生活と生業の再建に向けた支援策として、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等への支援、災害関連資金の特例措置を実施

- 応急仮設住宅について、被災者のニーズに応じた住まいを確保するため、鉄骨プレハブに加え、これまでの災害時に建てられてきた長屋型の木造のほか、被災前の居住環境に近い戸建風の木造での建設を開始

- 林野庁では、早期復旧への支援に全力で取り組むとともに、林業・木材産業の復旧・復興を通じた被災地の復興に尽力

大規模な地すべり性崩壊
（石川県輪島市・珠洲市）

木造応急仮設住宅（長屋型）